

2017 年 12 月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部

アメリカ向け HTSUS Code 記載のお願い

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

アメリカ合衆国税関・国境警備局 (CBP) は、米国内陸向け保税貨物に対して Harmonized Tariff Schedule of the United States number (HTSUS6 桁) の申告が義務付ける新規制を公表致しました。今回のルール改定に伴い、ACL (DOCK RECEIPT) 及び HOUSE BL 作成用 SI には 6 桁の HTSUS Code の記載を徹底下さいますよう、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

尚、新規制は 2017 年 11 月 27 日の発効から 2018 年 2 月 24 日まで 90 日間の猶予期間を設けております。

記

対象仕向地 : 全アメリカ向け

適用開始 : 2017 年 11 月 27 日より

記載項目 : Harmonized Tariff Schedule of the United States number (HTSUS)
複数品目の場合、HBL 上の HTSUS と ISF でファイリング[®] される HTSUS を
合致するようにお願い致します。

詳細情報は下記の CBP のサイトよりご参照をお願い致します。

<https://cbp.gov/new/changes-band-prcess-0>

ご不明な点に関しましては、下記営業担当までお問い合わせをお願い致します。

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL 03-3238-6576
大阪営業第二部 国際課 TEL 06-6228-4355

以上